

## 神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和7年10月2日（木） 18：30～18：40

2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市） 行財政局給与課長、給与課係長3名、厚生課係長、他2名

水道局経営企画課係長

交通局経営企画課課長

教育委員会事務局教職員給与課長、教職員給与課係長、他1名

（組合） 市労連書記長、書記次長3名、他11名

4. 議 題：勤勉手当の新たな加算制度についての申入れ

職員待機宿舍の要件緩和についての提案

5. 発言内容：

（組合）昨年度2月3日の交渉で提案があり、本年4月より実施している「勤勉手当の新たな加算制度について」に関して、現場で働く各単組組合員の声を踏まえて申し入れます。

育児休業等を取得する職員がいる所属において、代替職員の配置がなされない場合、その職員が担っていた業務を担当した職員に対して、勤勉手当の支給額を加算することとしているが、加算金額については対象所属に代替職員の配置等がない期間1月につき24,000円を付与する取扱として、昨年度3月3日に労使合意に至ったところである。

本年4月より運用が開始されているが、30日をもって1月とする取扱となっており、2月の月初から月末までその業務を担当した場合、30日に満たないため加算対象とならず、不公平であるとの声が挙がっている。

月初から月末の期間その業務を担当した場合は、日数に関わらず加算対象となるよう、加算金額の取扱の見直しを行うことを申し入れます。

（市）ただいま、皆さま方より「勤勉手当の新たな加算制度についての申入れ」につきまして、内容のご説明をいただきました。

私どもといたしましては、今年度より制度を開始したところであり、みなさま方のご意見も踏まえて検討していきたいと考えております。本日申し入れいただいた点につきましては、あらためて上司にも相談させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

さて、皆さま方からご要求をいただいたところですが、この場をお借りしまして、皆さま方にお話をさせていただきたいことがございます。

職員待機宿舍の要件緩和についてでございます。

### — 提案資料配布 —

- ・職員待機宿舍の要件緩和について（案） … 別紙

それでは、お配りしております「職員待機宿舍の要件緩和について（案）」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、災害発生時の初動対応体制を充実させる観点から設置しております職員待機宿舍につきまして、入居者の安定的な確保を図るため、入居資格及び災害

対応要件の緩和を行うとともに、要件緩和に伴い、新長田待機宿舎の位置づけを職員宿舎に変更いたします。

「２．入居資格の緩和」でございますが、こちらは中央待機宿舎及び新長田待機宿舎で共通して緩和いたします。

入居資格にかかる通勤時間及び使用期限にかかる年齢制限の要件を廃止するとともに、入居期間を３年間に統一し、管理者が認める場合は延長を可能といたします。

なお、応募者多数の場合は、通勤時間や年齢を考慮して入居者を決定いたします。

「３．災害対応要件の緩和」でございますが、新長田待機宿舎の時間外の待機当番を廃止するとともに、それに伴いまして待機宿舎から職員宿舎へと位置づけを変更いたします。なお、入居者負担額については変更ございません。

「４．実施時期（対象者）」につきましては、令和８年４月１日入居者より適用いたします。

なお、「３．災害対応要件の緩和」につきましては、現在の入居者も含めて適用いたします。

以上でございます。

（組合）管理者が認める場合は延長可能とはどういった場合でしょうか。

（市）入居者が不足し、災害発生時の初動対応体制の確保が困難と認められる場合に、入居者が継続して居住を希望するケースを想定しております。なお、厳密な運用については、これから検討してまいります。

（組合）提案内容につきまして持ち帰り協議させていただきます。